

沖縄県離島住民割引運賃カード
(離島住民カード)

交付申請書

石垣市長様

年 月 日

交付区分	新規・更新・再交付(記載事項変更・紛失・破損・汚損・その他)		
対象者区分 ※該当する箇所の番号を囲む	1 離島住民	石垣市の区域内に居住し、住民登録を行っている者	
	2 離島出身学生等	学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める学校に在学する者(保護者(父母等)が石垣市に居住し、住民登録を行っている場合に限る。)	
離島住民カードの交付を受けようとするかた	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日(歳)
	住所		
	電話番号		
(特記事項)再交付の申請をする理由、委任状がない理由等について、簡潔に記入してください。			

※次の欄は、本人以外のかたが本人に代わって申請するときにご記入ください。

代理人記入欄	氏名	申請者との関係	
	住所	電話番号	

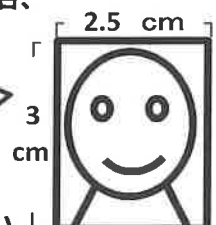
(注意事項)

- 申請書を提出する際には、写真(3か月以内に撮影した顔写真、縦3cm横2.5cm)、運転免許証、健康保険証など本人・住所確認ができる書類を併せて提出してください。
- 申請人以外のかたが申請する場合は、必ず委任状を提出してください。委任状がなければ申請を行うことができません。ただし、同居する中学生以下のお子様、高齢、心身の故障又は文盲により自ら申請書を記入することができないかたに代わって、代理申請する場合は必要ありません。
- 対象区分が、離島出身学生等の場合、学生証又は在学証明書、住所が確認できる書類及び保護者(父母等)の住所確認ができる書類の提出が必要です。
- 新しいカードの交付を受ける場合は、現在所持しているカードを石垣市に返納してください。また、紛失したカードが見つかったときは、速やかに石垣市に返納してください。
- カード交付手数料として、新規、更新、紛失や破損・写真変更等による再発行の場合は、300円(証紙)のご負担をお願いいたします。ただし、「離島出身学生等」への切り替え及び氏名、住所等の記載事項変更による再発行等の場合は無料です。

【石垣市記入欄】

カード番号	01
-------	----

3か月以内に撮影した写真で、正面・無帽・サングラス無し・マスク無しをご用意ください。



※カラー写真等はご遠慮ください。